

9 中小企業対策及び産業活性化策について

(経済産業省)

【内容】

- (1) 地域の実情を勘案し、「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」を踏まえた小規模企業対策の充実を図ること。
また、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」に基づき、「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所に対して支援を行うとともに、小規模事業者持続化補助金を継続すること。
- (2) 商店街の施設整備や賑わいづくりを継続的に支援するため、商店街の活性化に向けたハード、ソフト両面にわたる取組に対する支援制度の拡充を図ること。
- (3) 「地域中小企業応援ファンド融資事業」について、積極的に新事業展開に取り組む中小企業・小規模企業者を支援するため、償還期限が到来する平成29年度以降も事業を継続して実施すること。
- (4) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）については、中小・小規模企業の売上拡大、販路開拓等の課題解決に繋がるため、次年度以降も継続して実施すること。

（背景）

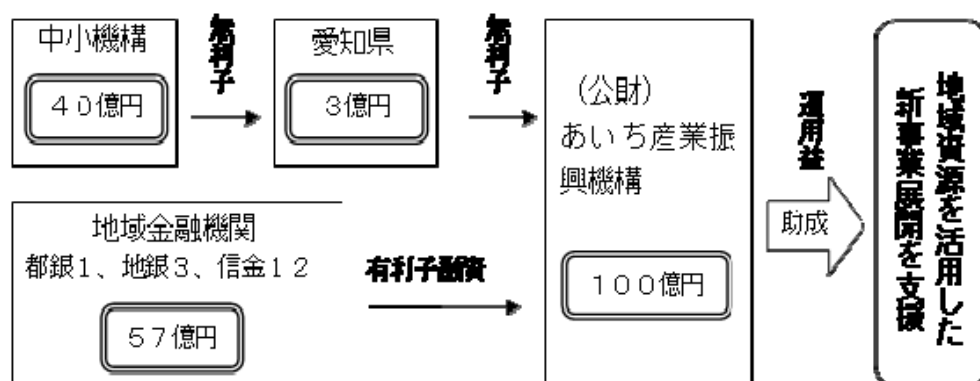
- 平成26年6月20日に「小規模基本法」が成立し、小規模企業の振興の基本原則として、「成長発展」に加えて「事業の持続的発展」が新たに位置づけられるとともに、10月3日、本法に基づく「小規模企業振興基本計画」が策定された。また、同時改正された「小規模支援法」では、商工会・商工会議所が小規模事業者に寄り添って支援する主体と位置付けられるとともに、商工会等が小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームが創設された。平成27年1月に申請受付が行われ、現在審査中である。
- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、チラシ作成や商談会参加などの販路開拓に取り組む際に活用しやすい補助制度となっている。また、小規模事業者にとって自らの経営を見直すきっかけになるとともに、商工会・商工会議所の経営指導員が実践力を身につける機会ともなっている。
- 平成24年度及び平成25年度の補正予算で造成された国の基金事業により実施された「商店街まちづくり事業（ハード整備事業）」及び「地

域商店街活性化事業（ソフト事業）」では商店街事業を支援してきたところであるが、この成果が一過性で終わることのないよう、終了した当該事業に代わる新たな支援制度を創設し、依然厳しい経営環境にある商店街を継続して支援していく必要がある。

- 「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、40都道府県に基金が造成され、助成金を活用した創意と工夫に富んだ様々な事業が実施され、着実に成果を上げている。積極的に新事業展開に取り組む事業者を資金面から支援する事業は、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で今後、さらに必要性が増すことが予想され、償還期限が到来する平成29年度以降も同様の事業を実施する必要がある。
- 国は、平成26年6月にコーディネータを中心に、地域の支援機関と連携して売上拡大や資金繰り等の総合的な支援を行うよろず支援拠点を全国47か所に設置した。愛知県では、(公財)あいち産業振興機構に、愛知県のよろず支援拠点が設置され、全国最多となる13名のコーディネータが中小・小規模企業の支援を実施している。
- この事業においては、「来訪相談者数」を指標として全国実績を集計しているが、愛知県よろず支援拠点では、平成26年度累計2,002件で、全国トップクラスの実績をあげている。また、個別の支援事例についても、売上拡大や販路開拓等の成果が認められており、事業を継続することで本県の中小・小規模企業の発展に繋げることができる。

(参 考)

◇ 「地域中小企業応援ファンド融資事業」支援スキーム



◇ 「愛知県よろず支援拠点」における相談内容（来訪以外の電話相談等も含む）の上位

売上拡大 (886件)	IT活用 (391件)	創 業 (250件)	資金繰り (224件)	経営改善 (189件)	広告戦略 (173件)
----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------